



# 弁護士法人 広島みらい法律事務所ニュース

広島市中区八丁堀2-31 鴻池ビル5階 電話082(511)7772 FAX082(511)7773

- 法的サービスをすべての方へ -

創刊号 (平成22年7月7日号)

## はじめに (創刊の目的)

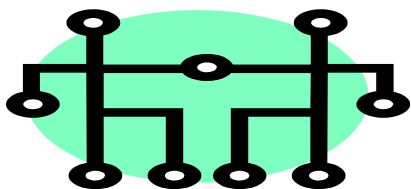
広島みらい法律事務所は、広島弁護士会から支援を受け、「市民が気軽に法律相談をできるようにすること」等を目指して、平成18年10月に都市型公設事務所として開設されました。

今、弁護士や司法は、弁護士過疎地対策・弁護士人口の増加・民事法律扶助制度の拡充・裁判員制度の導入等により、皆さんの身近なものになりつつあります。

しかし、「心身の不調で外出困難」「法律問題との認識がない」「日本語が話せない」等の色々な事情で、困っているにも関わらず、**弁護士に相談できない人も多くいるのではないのでしょうか？**

私たちは、そのような人に対し、**他の専門家や関係機関と連携しながら、法的サービスを提供し問題を解決していきたい**と思っています。

このニュースでは、法律相談会のご案内・当事務所の活動報告・新たな法制度等の情報を提供する予定です。是非、このニュースを活用し、**弁護士にご相談下さい。(所員一同)**



## 事務所活動報告

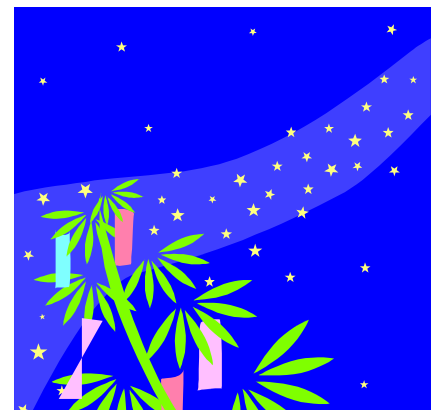
### ～外国人法律相談の会～

現在、広島市には1万6522人の外国人が(広島市のホームページ参照)、隣接する海田町には1026人の外国人が暮らしておられ(海田町国際交流協会のホームページ参照)、海田町ではその6割の664人が日系ブラジル・ペルー人です。外国人も暮らしの中で法的なトラブルに巻き込まれることがありますが、頼ることのできる人・場所は決して多くありません。弁護士過疎の問題には、地域的な過疎の問題と、都市部に住んでいても弁護士の援助を求めることが困難な社会層の人がいるという社会的過疎の問題があります。特に、外国人に関しては、言葉の問題、特有の法律問題(入管、渉外など)、参政権がないことから政治も関心を持ちにくいこと等から**社会的過疎の最たるもの**と思われます。

当事務所では、外国人の司法アクセス障害の解消へ取り組もうと当事務所のメンバーと広島弁護士会の有志弁護士とで構成する「**外国人法律相談の会**」を**立ち上げました**。具体的な活動としては、海田町と連携し、日系ブラジル・ペルー人を対象とした無料法律相談を定期的に海田町で行っています。場所と通訳は海田町が用意してくれています。この他にも、今後、広島市などの行政機関、国際協力団体との連携を深めて外国人の司法アクセスの改善に努めていきたいと思います。また、離婚や親子に関する渉外、入管等の勉強会も行う予定です。(滑川和也)

## 法律フククイズ

平成22年6月18日に改正法が完全施行された高金利・過剰融資を規制するための法律の名称は何でしょうか？ 正解は次号で発表します。



## 平成22年7月と8月の 法律相談会のご案内

### ●「反貧困—まちかど生活相談会」

7月15日(木)16日(金)10時から17時/広島駅地下大スクリーン前にて/相談料無料(予約不要)/主催:反貧困ネットワーク広島/事務局:広島総合法律会計事務所 弁護士 秋田智佳子 TEL:082-227-8181

### ●「海田町外国人法律相談」

7月16日(金)14時から16時/海田町のひまわりプラザにて/相談料無料(予約不要)/スペイン・ポルトガル語の通訳同席/対象:海田町在住の日系ブラジル・ペルー人/主催:外国人法律相談の会(左記記事参照)/事務局:当事務所

当事務所の弁護士に相談するには、**平日の9時～18時の間に、お電話(082-511-7772)で予約して下さい**。相談日時は、原則として、平日の9時～17時半、土曜日の13時～15時半です。

当事務所では、尾道支所を開設し、尾道市や三原市等の周辺のご相談も積極的に受け付けています。

詳細は、ホームページでご確認下さい。 <http://www.hiroshima-mirai.com/>

本ニュースに関するご意見・ご要望も当事務所までお電話でお願いします。

所属弁護士:二國則昭、定者吉人、大村真司、紅山綾香、長場誠、滑川和也、成廣貴子、見之越常治、森井基嗣、渡邊圭輔